

Ⅲ 引当金・準備金制度に関する改正

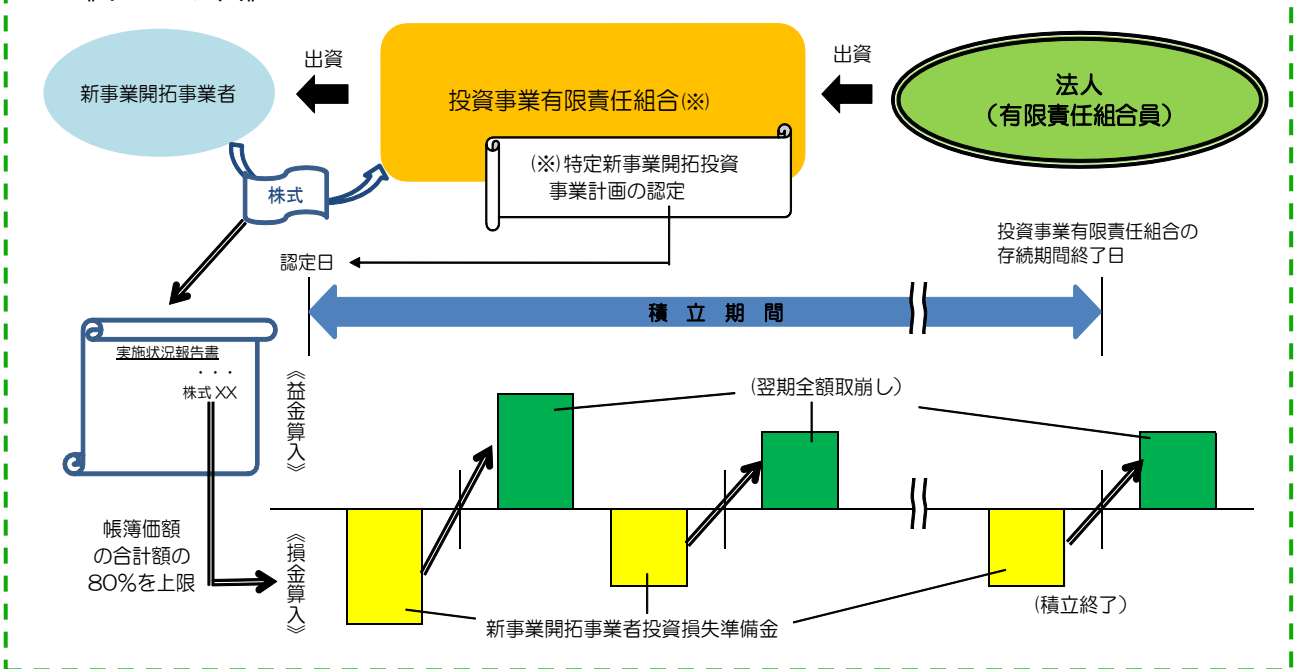
1 新事業開拓事業者投資損失準備金制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結しているもののうち、積立期間内にその投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、その認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をしたその投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式を積立期間内に終了する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下「適用事業年度」といいます。）において有している場合において、その株式の価格の低落による損失に備えるため、適用事業年度終了の時に有する株式のその適用事業年度終了の日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間終了の時ににおける帳簿価額の合計額の 80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができることとされました（措法 55 の 2 ①）。

この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度にその積立額の全額を取り崩して益金算入することとされました（措法 55 の 2 ②）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に同法第 17 条第 1 項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下「特定新事業開拓投資事業計画」といいます。）について認定を受けた投資事業有限責任組合の組合員(注 1)のうち、その認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に記載された積立期間(注 2)内において組合員の出資をした法人です（措法 55 の 2 ①、産業競争力強化法 17 ①）。

(注 1) その投資事業有限責任組合の有限責任組合員である法人に限ります。

なお、その法人が、その認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時に有するその他有価証券（法令 119 の 2 ②）のうち株式及び出資の帳簿価額が 20 億円以上である適格機関投資家（金融商品取引法 2 ③一）に該当する場合には、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資の予定額（具体的には、特定新事業開拓投資事業計画の認定に係る書類に記載された、その法人により出資される資金の額）が 2 億円以上であるとの要件を満たすものに限ります（措法 55 の 2 ①、措令 32 の 3 ①～③、措規 21 の 2 ①、経産省強化法規則 10 ②九）。

(注2) 積立期間とは、特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日からその計画に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間（具体的には、認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に記載された実施期間をいい、原則として、10年を超えない期間とされています。）終了の日までの期間をいいます（措法55の2①、措規21の2②、経産省強化法規則10③、12④）。以下同じです。

(2) 適用対象事業年度

本制度は、認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に従って取得したその投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式(注)を適用事業年度終了の時に有している場合に、積立てが認められます（措法55の2①）。

(注) 積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除きます。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限ります。

(3) 積立限度額

本制度による積立限度額は、次の算式により計算した金額です（措法55の2①）。

(算式)

$$\text{積立限度額} = \text{新事業開拓事業者の株式の計算期間(注)終了時における帳簿価額の合計額} \times 80\%$$

(注) 適用事業年度終了の日に終了する投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第8条第1項の事業年度をいいます。

なお、適用事業年度終了の日に終了する投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、その適用事業年度終了の日の直前に終了した計算期間となります。

(4) 準備金の益金算入

本制度の準備金は、各事業年度の前事業年度において上記により損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額がある場合には、その金額を取り崩して益金の額に算入します（措法55の2②）。

申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金の積立額の損金算入に関する申告の記載をしてその積立額の計算に関する明細書を添付する必要がある、また、適用を受ける事業年度の確定申告書に次の(イ)から(ハ)までの書類を添付しなければならないこととされています（措法55の2③、措令32の3⑤、措規21の2④、経産省強化法規則66①）。

(イ) 適用を受ける事業年度終了の日におけるその投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し

(ロ) 適用事業年度終了の日に終了する投資事業有限責任組合の計算期間（以下「適用事業年度直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し

(ハ) その投資事業有限責任組合の次のiからiiiまでに掲げる事項を記載した書類

i 適用事業年度直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る各新事業開拓事業者の名称並びに各新事業開拓事業者ごとに区分をした株式の数及び帳簿価額

ii 法人の適用事業年度直前計算期間終了の時における投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

iii その投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき、剰余金の配当があった場合や、適用事業年度直前計算期間終了の日の翌日から適用事業年度終了の日までの間にその全部又は一部がその投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合における、これらに係る各新事業開拓事業者ごとに区分をした株式の数や帳簿価額などの一定の事項

ロ 措法第55条(海外投資等損失準備金)の規定の適用を受けた新事業開拓事業者の株式については、本制度の適用を受けることはできません（措法55の2⑩）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 43 の 2）。

〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 85③、116②）。

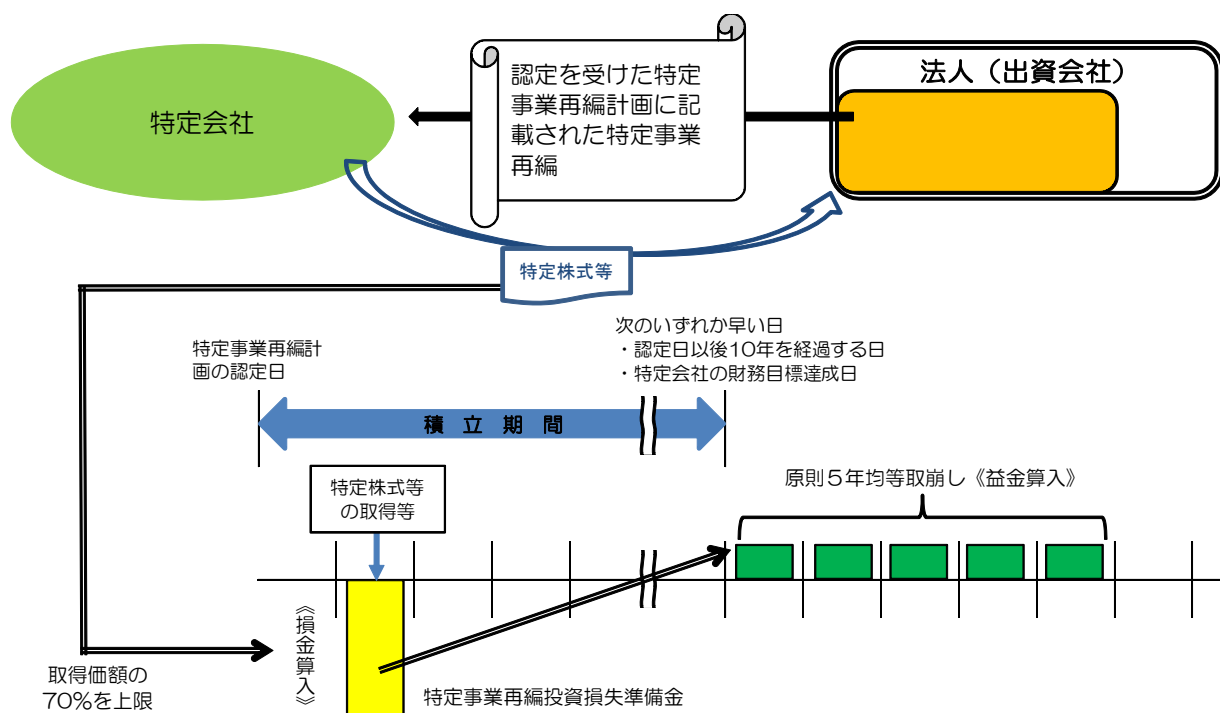
2 特定事業再編投資損失準備金制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に特定事業再編計画について認定を受けたものが、その計画に記載された特定事業再編に係る特定会社の特定株式等を積立期間内の日を含む各事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の 70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができることとされました（措法 55 の 3 ①②）。

この準備金は、積立期間内の最後の事業年度の翌事業年度から、原則として 5 年間で均等額を取り崩して益金算入することとされました（措法 55 の 3 ③）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で指定期間内に産業競争力強化法第 26 条第 1 項に規定する特定事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同項の認定を受けた法人です（措法 55 の 3 ①、産業競争力強化法 26①）。

(2) 適用対象事業年度

本制度は、積立期間（特定事業再編計画の認定を受けた日から同日以後 10 年を経過する日(注)までの期間をいいます。以下同じです。）内の日を含む各事業年度（平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に限り、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、次に掲げる特定株式等の区分に応じそれぞれ次に定める事実がある場合に積立てが認められます（措法 55 の 3①、産業競争力強化法 2⑫）。

特定株式等の区分	積立てが認められる事実
① 次のいずれかの株式若しくは出資又は債権 イ 特定会社の株式又は出資（特定株式）で積立期間内における設立若しくは資本金の額等の増加に伴う払込み又は合併、分社型分割若しくは現物出資により交付されるもの ロ 特定会社に対する貸付金に係る債権（特定債権）で積立期間内における貸付けに係るもの	その事業年度において特定株式又は特定債権の取得（特定事業再編計画の認定を受けた日以後最初に特定事業再編が行われた日（最初特定事業再編実施日）前の取得を除きます。）をし、かつ、その特定株式又は特定債権をその事業年度終了の日まで引き続き有していること
② 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権	その事業年度がその最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、その特定株式又は特定債権をその事業年度終了の日まで引き続き有していること

(注) 認定を受けた特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社がその特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標として経済産業大臣が定める目標（具体的には、3 事業年度連続で営業利益を計上すること）を達成した場合には、その目標を達成した日として経済産業大臣が定める日（具体的には、その 3 事業年度のうち最後の事業年度終了の日。以下「財務目標達成日」といいます。）となります（措法 55 の 3①、措令 32 の 4①⑥、産業競争力強化法 23②三、平 26 財務省・経済産業省告示第 1 号、平 26 経済産業省告示第 74 号）。

(3) 平成 26 年 3 月 31 日までに特定事業再編計画の認定を受けた法人の特例

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に特定事業再編計画の認定を受けたものが、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。）において上記(2)の特定株式等の区分に応じそれぞれ定める事実に準ずる事実がある場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度（以下「特例適用事業年度」といいます。）において特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができます（措法 55 の 3②）。

(4) 積立限度額

本制度による積立限度額は、次の算式により計算した金額です（措法 55 の 3①②）。

(算式)

$$\text{積立限度額(注1)} = \text{特定株式等の取得価額(注2)} \times 70\%$$

(注 1) その取得した事業年度（上記(3)を適用する場合においては、平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度又は特例適用事業年度）において上記(2)①の特定株式等の帳簿価額を減額した金額があるときには、その減額した金額のうちの損金の額に算入された金額相当額を控除した金額となります。

(注 2) 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等については、同日を含む事業年度（上記(3)を適用する場合においては、その特例適用事業年度）の終了の日における帳簿価額となります。

(5) 準備金の益金算入

本制度の準備金は、積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額がある場合には、最後の事業年度終了の日における準備金の金額を 5 年(注)で均等額を取り崩して益金の額に算入します（措法 55 の 3③）。

(注) 上記(2)(注)の経済産業大臣が定める目標を達成した場合には、次のイからハまでの目標到達期間（特定事業

再編計画の認定を受けた日から特定会社の財務目標達成日までの期間をいいます。以下同じです。) に応じそれぞれ次に定める年数となります (措法 55 の 3 ③、措令 32 の 4 ②)。

- イ 目標到達期間が 4 年未満の場合…………… 3 年
- ロ 目標到達期間が 4 年以上 5 年未満の場合…………… 4 年
- ハ イ及びロ以外の場合…………… 5 年

また、次に掲げる取崩しの事由等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日 (合併の場合にあってはその前日) を含む事業年度において、それぞれ次に掲げる金額を取り崩して益金の額に算入します (措法 55 の 3 ④、措令 32 の 4 ④)。

取崩しの事由等	取崩しをして益金の額に算入する金額
産業競争力強化法第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定により認定を受けた特定事業再編計画の認定を取り消された場合 (措法 55 の 3 ④一)	その取り消された日における特定事業再編投資損失準備金の金額
特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合 (措法 55 の 3 ④二)	その有しないこととなった日における特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金のうち、その有しないこととなった特定株式等に係る分に相当する金額
合併により合併法人に特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合 (措法 55 の 3 ④三)	その合併直前における特定事業再編投資損失準備金の金額
特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合 (措法 55 の 3 ④四)	その解散の日におけるその特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額
法人が解散した場合 (合併により解散した場合を除きます。) (措法 55 の 3 ④五)	その解散の日における特定事業再編投資損失準備金の金額
特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合 (措法 55 の 3 ④六)	その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額
任意に特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合 (措法 55 の 3 ④七)	その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには確定申告書等に特定事業再編投資損失準備金の積立額の損金算入に関する申告の記載をしてその積立額の計算に関する明細書を添付する必要がある、また、最初に適用を受ける事業年度 (特定事業再編投資損失準備金に係る特定事業再編計画について変更の認定があった場合には、その変更の認定の日を含む事業年度) の確定申告書に、次の (イ) 及び (ロ) の書類を添付しなければならないこととされています (措法 55 の 3 ⑧、措令 32 の 4 ⑤、措規 21 の 3、強化法規則 18①、19⑤)。
 - (イ) 特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社の名称が記載された特定事業再編計画の写し
 - (ロ) 特定事業再編計画に係る認定書 (変更の認定があった場合は、変更の認定書) の写し
- ロ 措法第 55 条 (海外投資等損失準備金) の規定の適用を受けた特定株式等については、本制度の適用を受けることができません (措法 55 の 3 ⑨)。
- ハ 特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法第 52 条 (貸倒引当金) の規定の適用を受けることができません (措法 55 の 3 ⑩)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています (措法 68 の 43 の 3)。

〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます (改正法附則 85③、116②)。

3 その他

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 海外投資等損失準備金（措法55①②六、68の43①②六、措令32の2⑥、39の72③、措規21④、22の45②、改正法附則85②、116①、平26経済産業省告示第72号）</p> <p>（措法55⑤、旧措令32の2⑫～⑮、改正法附則85①）</p>	<p>○ 準備金の積立ての対象となる特定株式等から、債権及び購入資源株式等が除外されました。</p> <p>○ 準備金を積み立てている法人が、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書を提出した日を含む事業年度においてその準備金を一括して取り崩し、益金の額に算入することとされました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日。以下「施行日以後取消事実発生日」といいます。）を含む事業年度（平26.4.1以後に開始する事業年度に限ります。）分の法人税について適用され、平26.4.1前に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）を含む事業年度（施行日以後取消事実発生日を含む事業年度で施行日前に開始したものを含みます。）から当該事業年度開始の日以後2年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> </div> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平26.4.1以後に取得をするものについて適用され、同日前に取得をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平26.4.1以後に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日</p>
<p>（措法55①、68の43①）</p>	<p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	—
<p>(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5④、旧措令32の3、改正法附則85①）</p> <p>（措法55の5①、68の44①）</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p> <p>—</p>
<p>(3) 特定災害防止準備金（措法55の6④、旧措令32の4、改正法附則85①）</p> <p>（措法55の6①、68の46①）</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p> <p>—</p>
<p>(4) 新幹線鉄道大規模改修準備金（措法56⑥、旧措令32の5③、改正法附則85①）</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(5) 使用済燃料再処理準備金（措法57の3④、旧措令33の3、改正法附則85①）</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) 原子力発電施設解体準備金 (措法57の4①②⑧、68の54①⑥、旧措法57の4①②、68の54①②、措規21の11、22の55、改正法附則77)</p> <p>(措法57の4⑤三、68の54④三、改正法附則77)</p> <p>(措法57の4⑥、旧措令33の4⑦、改正法附則85①)</p>	<p>○ 積立限度額について、定額方式 (改正前：発電量比例方式) により計算することとされました。</p> <p>○ 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転廃止後1年以内に解体に着手しない場合の積立金の一括取崩しの措置について、原子力規制委員会の審査期間を除いて1年とする措置に緩和されました。</p> <p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(7) 関西国際空港用地整備準備金 (措法57の7⑥、旧措令33の6の2⑤、改正法附則85①)</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(8) 中部国際空港整備準備金 (措法57の7の2⑤、旧措令33の6の3④、改正法附則85①)</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(9) 特定船舶に係る特別修繕準備金 (措法57の8⑥、旧措令33の7⑮、改正法附則85①)</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(10) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 (措法58⑥、旧措令34⑮、改正法附則85①)</p>	<p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(11) 農業経営基盤強化準備金 (措規21の18の2、改正措規附則11)</p> <p>(措法61の2④、旧措令37の2③、改正法附則87①)</p>	<p>○ 対象となる交付金から、農地保有合理化促進対策費交付金が除外されました。</p> <p>○ (1)の準備金の取崩しに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>平26.4.1以後に交付を受けるものについて適用され、同日前に交付を受けたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>(1)の準備金の取崩しに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(12) 農用地等を取得した場合の課税の特例 (措法61の3①、68の65①、改正法附則87②、118)</p>	<p>○ 対象となる資産の取得の範囲から非適格現物分配による取得が除外されました。</p>	<p>平26.4.1以後に行われる現物分配により移転を受けるものについて適用され、同日前に行われた現物分配により移転を受けたものについては、従来どおり適用されます。</p>